

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学習館の利用料金の還付決定		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 36 号） 第 10 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	多治見市学習館の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条に定めるところによる。 （利用料金の還付） 第 9 条 条例第 10 条のただし書の規定により利用料金を還付する場合において、その還付する額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。 （1） 利用者の責めに帰さない事由により利用することができない場合及び利用の日の前日までに利用許可の申請の取消しを申出た場合、既納の利用料金の全額 （2） 利用の日の前日までに利用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき、当該超える額		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～3 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				